

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## イギリスの不採択にみるCISGの問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 嘉孝, Nakamura, Yoshitaka メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1082">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1082</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# イギリスの不採択にみる CISG の問題

(The Problems of CISG on Non-Ratification by the U.K.)

中村 嘉孝

## I. はじめに

商取引のグローバル化が急展開する現状において、「欧州で商取引を展開する企業は 25 の裁判管轄の問題に対処しなければならない」<sup>1</sup>という文言が象徴するように、それらを規律する実体面の法体系が整備されつつある。これは、欧州統合における法体系の多様性が効率的な欧州単一市場にとり、また欧州における全般的な経済成長にとり障害の一つである<sup>2</sup>、という認識が根本原因として存在するからであろう。鳥瞰的にはこうした現象は欧州だけでなく、効率的な財・サービスの自由移動を根幹とする商取引がグローバル規模に行われている現在、少なくとも実体法に関する法規則の一定水準での統一は、その必要性から急務である。国際的な売買法 (international sales law) 統一の試みは斬新な考えではなく、その検討は既に 1932 年頃より欧州の UNIDROIT (私法統一国際協会) が取り組んでおり、その成果として 1964 年に ULIS & ULF が公表されている<sup>3</sup>。この条約はその後、要件を満たし発効したが、採択数が僅か 9 ヶ国であり、その後普及しなかった。そのためこの条約について筆者は法学的に成功したが商学的に失敗した、と理解している<sup>4</sup>。当条約は一定の意義があり、その経緯から学ぶべき教訓は大きい。时期的に貿易自由化が加速する 80 年代以前の時期であったため、本格的な自由市場経済の時代に備えるための検討課題が明確化された意義は大きい。

---

1 Gerhard Schroder, *Sieben Chancen für mehr Wachstum in Europa* (Seven Chances for More Growth in Europe), *Handelsblatt* (F.R.G.), Oct.26, 2005, at 5, official text available at <http://handelsblatt.com/politik/deutschland/sieben-chancen-fuer-mehr-wachst-um-in-europa;809371>. (22 *Pace Int'l L.Rev.*145,146 (2010)).

2 Nathalie Hofmann, *Interpretation Rules and Good Faith as Obstacles to the UK's Ratification of the CISG and to the Harmonization of Contract Law in Europe*, 22 *Pace Int'l L.Rev.*145,146 (2010).

3 1964 年ヘーグ国際動産売買統一法 (ULIS) および同契約の成立に関する条約 (ULF)。詳細は「特集 1964 年ヘーグ国際動産売買統一法」比較法研究第 30 卷 (1969 年 5 月) 3-139 頁、212-222 頁参照。

4 詳細は、拙稿「貿易商務におけるハードローとソフトロー」日本貿易学会研究年報 JAFTAB 第 47 号 69 頁 (2010 年 3 月) 参照。

一般的傾向として、各国の裁判所は国内法の解釈において制定法、判例、研究書等において国外や国際的な基準を参照することに消極的である<sup>5</sup>、という。ULIS&ULFの商学的失敗の原因は多くの要因が考えられるが<sup>6</sup>、根本的に時期尚早でその必要性が高くなかったことが大きい。第二次大戦後はGATTの枠組みによる自由化への潮流から、貿易取引は増加傾向にあったが、まだ東西冷戦による共産圏との交易はほとんどなく、自由化が段階的に促進されている途上であり、また貿易は一部の資源等や特定産品に限定される傾向がまだ強かった。そのため普遍的な法規則の必要性は高くなく、限定された特殊な商取引においては、特定業界内の伝統的な取引約款が利用されており<sup>7</sup>、紛争等も件数金額ともに例外的で比較的少なく、特定の業界内で解決可能な範囲で行われていた現実が主たる要因である、と考えている。その後、ULIS&ULFの商学的失敗の教訓を最大限に生かし、その実質的内容は、UNIDROIT(私法統一国際協会)からUNCITRAL(国連国際商取引法委員会)へと引き継がれ、1980年CISGが完成、1988年に発効し2011年9月現在で批准・採択国は78ヶ国となり、先進国はほぼ批准・加入している現状から、商学的にも成功している、といえるであろう。その先進国で批准・採択していない例外として近年まで、わが国とイギリスがその筆頭として挙げられていたが、わが国は2009年8月1日に71番目の国として発効した。そのため現在CISGを批准・採択していない先進国は、イギリスやアイルランド等の一部のみとなっているのが現状である<sup>8</sup>。

本稿では、イギリスが2011年9月現在CISGを批准・採択していない事由について考察する。まずイギリスとCISGとの関係を時系列的に振り返り、CISGを採択しない事由を文献や判例を読み解きつつCISGの条文を取り上げ、その解釈手法について検討する。具体的にはCISGに規定されている二つの点を取り上げ、考察する。第一には、契約違反による契約解除の規定(第25条、第49条等)の英米法と大陸法の相違について、検討する。第二には、信義誠実(good faith)の規定(第7条)内容および解釈手法に関する大陸法諸国と英米法諸国の相違について整理・検討する。以上の具体

---

5 Ulrich Drobnig, *General Report: The Use of Comparative Law by Courts*, in *The Use of Comparative Law by Courts: XIVth International Congress of Comparative Law* 3-21 (Ulrich Drobnig & Sjef Van Erp eds., Kluwer International 1999).

6 具体的事由として、UNIDROITという欧州中心かつ先進国主体の組織であったこと、法学的完成度を優先させたこと、の二点であると筆者は考えている。

7 例えば、特定業界団体のものとしてGAFTA(穀物取引等)、原油等、そうした実体取引を側面から支援するものとして国際複合運送、貨物海上保険、荷為替信用状、インコタームズ等の国際商取引に関する民間規則が整備されている。

8 その他 Portugal, Malta 等がある

([http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/sale\\_goods/1980CISG\\_status.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/sale_goods/1980CISG_status.html).)。

的な問題点を検討することにより、現行の CISG 固有の本質的問題に関する認識を深め、今後の改正や解釈・運用の課題をより具体的に明確にしていきたい。おわりに、ではグローバル商取引における効率的な法規則という観点から CISG だけでなく PICC 等の国際商取引規則を含むより広範な観点から考察し、商学的合理性にできる限り沿う合理的な解釈手法の採択が好ましいことを導いていきたい。本稿の結論は簡潔には次の通りである。

イギリスにおいては、国内法である物品売買法(Sale of Goods Act 1979)や、関連する文言解釈に関する判例等が蓄積されているため、CISG 等の国際条約の批准にその必要性を喫緊に迫られなかった状況が最も大きな要因と考えられ、現在においても CISG の未採択の状態が継続し現在に至っている。イギリス国内においては当然のことではあるが、伝統的な英米法的解釈が主流であり、グローバル商取引においても同様であり、例えば海上保険等の分野にみられるように、伝統の蓄積が国際商取引の各領域における安定的発展に寄与している利点も大きい。

一方で近年のグローバル化は ICT(国際通信技術)の広範かつ急速な普及により、イギリスは不採択にもかかわらずイギリスの企業や裁判所が CISG に関与する事例もみられるようになりつつある。そのため採択の可否にかかわらず CISG の参照や条文解釈が必要とされる状況が増大しつつあるため、CISG に関する知識、検討、研究が不可避の段階にあるといえるだろう。グローバル商取引の現状という実需に促され、近年におけるイギリス国内の判例等における判事や学者の言動から、まだ積極的であるとまではいえないが、CISG 採択の動きが徐々に拡大傾向にある。CISG は当事者自治が大原則として認められており、各当事者が個々の取引ごとに柔軟な対応が可能であるため、条約採択の可否も含め、内容面でも検討することの価値は大きい。またグローバル化の進展における商取引規則への影響力の確保という点からも、イギリスにとって採択が得策であり、CISG に関する積極的な研究も行われることが好ましい。ただし商取引は常に個別具体的な利害関係に関係するものであり、取り巻く状況も流動的であるため、CISG の採択はスタートラインであって、金科玉条に奉るものではなく、当事者の具体的立場から個別の中長期的費用対効果に関する検討を常に必要とする。そのため、各国は国内各企業がより有利に活動できる環境を確保・整備・研究する責を負うと考える。その一端を担う中立的立場にある学術研究者は、各企業が取引ごとに個別具体的な検討をするための基礎資料として、CISG に関する制定の経緯、国内外における判例等における文言解釈、その運用について研究することが使命・任務であり、企業にとって利点をもたらすよう微調整を容易にするような商取引の仕組みを整えることが主権国家の役割である。現実的な利点・欠点は各企業が自己リスク管

理の観点から具体的に検討する必要は当然であるが、その基盤として判例や学術研究を進めることにより、より安定化した法技術として効率的な利用が推進されることが好ましい。自由市場経済の共通ルールの整備およびそれへの参加者(国)が増えることは好ましい。そのためイギリスの将来的な CISG 採択は、一つの始まり契機であり、貴重なイギリスの伝統的な知の蓄積を CISG 等に反映させ、より充実した内容にすることが安定的な国際商取引の発展に大きく寄与するものであると考える。

## II. イギリスと CISG との関係

### 1. 歴史的経緯と現状

イギリスは CISG の源泉である 1964 年 ULIS&ULF の批准国であり<sup>9</sup>、また歴史的にも CISG の起草および交渉に積極的な役割を果たしている<sup>10</sup>。そのため当初から CISG 採択に断固反対しているわけではなく、CISG 公表当初は、貿易相手国の採択状況をしばらく観察する、という様子見政策 (policy of wait and see) をとっていた<sup>11</sup>。その後、主要貿易相手国である米国、オーストラリアおよび EU の多くの国が採択した状況の 1989 年および 1997 年には、イギリス貿易産業省 (Department of Trade and Industry) は CISG 採択における産業界の意見を求める調査を実施している<sup>12</sup>。多くは批准に賛成であり、採択手続のコストをかけても採択したほうがよい、という意見であった<sup>13</sup>。実際にイギリスの物品売買に関する権威書においても、最終的な採択に好意的なものが多くみられ<sup>14</sup>、採択へ向けて議会への働きかけがみられた。しかしその後進展はみられず、当初は採択手

- 
- 9 現在の批准国は、英国と Gambia のみである (<http://www.unidroit.org/english/implement/i-64ulis.pdf/>)。
- 10 Bruno Zeller, *The Development of Uniform Laws-A Historical Perspective*, 14 Pace Int'l L.Rev.163, 168(2002)。
- 11 Barry Nicholas, *The United Kingdom and the Vienna Sales Convention: Another Case of Splendid Isolation?*, Lecture at Saggi, Conferenze e Seminari, Centro di Studi e Ricerche di Diritto Comparato e Straniero (Center for Comparative and Foreign Law Studies) (Mar.1993) (Austria), available at <http://servizi.iit.cnr.it/~crdcs/crdcs/frames9.htm>。
- 12 Department of Trade and Industry, *United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (Vienna Convention): A Consultation Document (1997)*, available at <http://bis.ecgroup.net/Search.aspx>。
- 13 Alison E. Williams, *Forecasting the Potential Impact of the Vienna Sales Convention on International Sales Law in the UK*, in 12 *Review of the Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG) 9-57*, available at <http://cisg3.law.pace.edu/cisg/biblio/Williams.html#3>。
- 14 例えば、Carole Murray, *Schmitthoff's Export Trade: The Law and Practice of International Trade* 853 (Leo D'Arcy & Barbara Cleave eds., 11th ed. 2007); A.G.Guest et al., *Benjamin's Sale of Goods* 4-26 (7th ed.2006)。一方で採択すべきであるという論調に若干躊躇する文献もみられる (Joseph Chitty, 2 *Chitty on Contracts* 1291 (Hugh Beale et al eds., 29th ed.2004))。

続きの時間的遅れが原因であると考えられていたが、2005年2月7日の貴族院においてイギリス貿易産業省<sup>15</sup>のLord Sainsbury氏が、議会手続を進めつつある。ただ残念ながらその後の具体的手続きは進んでおらず<sup>16</sup>、現段階においてもその批准に積極的な動向はみられていない<sup>17</sup>、という。一般的な貿易業者等に対する実業界の調査研究や学者の採択賛同への意見もあるが、まだ特定業界や法曹界等における実質的議論からの反対も根強く<sup>18</sup>、具体的な手続きが進んでいない膠着状態にある、と言えるであろう。その理由について以下、各主張をみていきたい。

## 2. CISG 採択へ消極的事由

採択に反対する主張は複数あり、例えば一つには、売買物品の品質不一致の際、契約解除(contract avoidance)の規定がイギリス物品売買法(SGA)よりもCISGの方がその要件が厳格であるため、特にcommodity 売買<sup>19</sup>の際には不適切である、という意見がある<sup>20</sup>。これは、CISG 第25条および49条に関連規定があり、同条項では契約解除の前提要件として重大な違反(a fundamental breach)を必要としている。その際、英国SGAにおいてはいわゆる完全履行ルール(perfect tender rule)に基づく厳格な品質一致が要求されているため、不一致の際の契約解除は比較的容易であるが、CISGでは品質の範囲が拡大的に解釈される傾向にあるため、契約解除が容易に認められにくい、という解釈上の問題がある<sup>21</sup>。また同様に解釈上の懸念として、危険移転については、CISGでは66-70条に関連規定があるが、貿易の定型取引条件であるICCのINCOTERMSの各条件においてもその危険移転の時期につき明記されているため、その解釈の整合性についても懸念がある、という<sup>22</sup>。

15 当時の名称、現在は Department for Business, Innovation and Skills (BIS)。

16 具体的な手続きについては次のサイトの文献を参照。House of Commons Information Office, Parliamentary Stages of a Government Bill, Factsheet L1 (2010).<http://www.parliament.uk/documents/upload/101.pdf>.

17 Sally Moss, *Why the UK has not yet Ratified the CISG*, 25 J.L. & Com. 483 (2005).

18 The Hon. Justice James Douglas, *Arbitration of the International Sale of Goods Disputes under the Vienna Convention*, available at <http://cisgw3.law.pace.edu/cisg/biblio/douglas.html>.

19 Commodity sales とは、一般に基礎的資源や農産物等の第一次製品の売買であり、ほぼ品質の標準化が可能なものをいう。例えば原油や塩、小麦、アルミニウム等がある (Bruno Zeller, *Commodity Sales and the CISG*, in *Sharing International Law across National Boundaries: Festschrift for Albert Kritzer on the Occasion of his Eightieth Birthday* 627, 628, Camilla B. Andersen & Ulrich G. Schroeder eds., 2008)。

20 Michael Bridge, *A Law for International Sales*, 37 H.K.L.J.17,40 (2007);

21 *Id.* at 22-23.

22 Guide to CISG Article 67, Text of Secretariat Commentary on Article 79 of the 1978 Draft, available

また一方で、CISG の第 7 条に規定されている「信義誠実 (the good faith)」をめぐる解釈についてである。こうした概念は大陸法では一般的であるが、英米法にはあまり馴染みがない<sup>23</sup>。以上の二点については第 3 章で検討することにし、まず近年においてイギリスで CISG を参照しつつある現状についてみていきたい。

### 3. イギリスの CISG 参照事例

一般に英米法諸国の事例は、大陸法諸国の事例と比較して少なく<sup>24</sup>、特に英米法諸国の裁判所が自国外のものを根拠に判断することは僅かであり、万一参照する際には、言語や文化が類似した場合に限定される、という<sup>25</sup>。以下、その例外的事例を見ていきたい。

英国の ProForce Recruit Ltd. v. The Rugby Group Ltd. 事案<sup>26</sup>では、明示的に CISG と UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (PICC) に言及した。以下、事実関係について簡潔に述べる。

ProForce 社は、イギリスの雇用仲介業者であり、セメント製造会社の Rugby 社と人材の紹介と設備の清掃を 2 年の期間で契約した。書面では、「人材供給に優先的な地位 (preferred supplier status)」地位が明示されており、本書面は、完全合意契約書 (the entire contract) であり、以前に口頭および書面で交渉合意した事項を含めすべてに優先する (supersede all prior representations, agreements, ... whether oral or in writing.)、とあった。契約を締結して数ヶ月後、Rugby 社は、ProForce 社との契約で提供される人材を超える採用を行うため、他の人材紹介会社と取引を始めた。そこで ProForce 社は、契約条件に基づき、追加的要件の人材募集についても、優先的に相談すべきである<sup>27</sup>、と主張し訴えた。一方 Rugby 社は、通常の意味における (in its natural and ordinary meaning) 「人材供給に優先的な地位」の文言は、商業的な優位 (commercial advantage) を認められているというもので、そうする義務はない、とした<sup>28</sup>。それに対し ProForce 社は、Rugby 社

---

at <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/secp./secomm-67.html>.

23 アメリカ UCC § 1-201, § 2-103, Restatement (Second) of Contracts § 205 等において散見される程度であり、元来、対価を伴わない単純約束も法的に拘束する、というキリスト教的概念であるという。詳しくは次の文献参照。木下毅『英米契約法の理論(第 2 版)』101 頁(東京大学出版会、1985 年)。

24 Monica Kilan, *CISG and the Problem with Common Law Jurisdictions*, 10 J. Transnat'l L.&Pol'y 217,218 (2001), available at <http://www.law.fsu.edu/journals/transnational/vol1102/kilan.pdf>.

25 Ulrich Drobneg, *supra* note 5, 3-21

26 [2006] EWCA (Civ.) 69.

27 *Id.* para. [14].

28 *Id.*

の担当者との交渉によると、Rugby 社は第一に、他の会社に優先して人材供給契約をする機会を ProForce 社へ与え、第二に、Rugby 社の個々の要件に合致する人材を提供できるよう ProForce 社へ合理的な機会を与える<sup>29</sup>、という義務を負うと主張した。しかし高等法院 (High Court) は、ProForce 社は当事者間の以前の交渉を証拠として提示する権利はなく、同社の主観的な主張である、と判断した<sup>30</sup>。ProForce 社の控訴を受けて控訴審裁判所 (Court of Appeal) は高等法院の判断を破棄し、契約前交渉における争点となっている文言について両当事者の意図を明確にするよう事実審へ付託した。種々の主張がなされた後、Arden 判事は、現在法が認めている範囲より拡大して契約前交渉が検討対象になる際には、どの程度客観性が必要となるのかを慎重に見極める必要があり、契約前交渉を排除し完全合意条項の文言のみで解釈するイギリスの伝統的解釈原則は緩和すべきであり、その基準として、UNIDROIT 国際商事契約原則 (PICC) や CISG の規定も参考にする必要がある、とした<sup>31</sup>。

イギリスにおいても、Reardon Smith Linve v. Yngvar Hansen-Tagen 事案<sup>32</sup>において、交渉経緯なく契約が締結されることはなく (No contracts are made in a vacuum)、商取引においては、その目的や背景・文脈・市場についてくみ取るべきである (should know)、という意見があった<sup>33</sup>。またイギリス法は商取引の需要を支え、紛争解決の予見性となるよう確実性を促進させるものである、という<sup>34</sup>。ただしこうした意見も主流ではなく、一般に交渉は困難なものであり、当事者の立場も変化しうるものであるため、合意事項として書面に記録された最終文言のみが内容であり、それを自然に解釈して確定することのみが重要である、という意見も根強く存在する<sup>35</sup>。ただしこの意見についても、最後の文書文言が明確に将来を予測して規定することは困難であり、現実には曖昧であったり想定外の事態等については、特定の解釈をする必要が生じる可能性がある。特に国際商取引等においては状況が急速に拡大・変化しているため、より柔軟な対応が不可欠ではないか、という<sup>36</sup>。そのため、国際的リステイトメントである PICC 等や CISG に規定されているように、当事者間の交渉やその後の行為を含め

---

29 *Id.* para. [19].

30 [2005] EWHC 70 (Q.B.) (Eng.)

31 *Id.* para. at [57]

32 (1976) 1 W. L. R. 989 (UKHL) (Eng.).

33 *Id.* subsec. Judgment-1.

34 J. Steyn, *Contract Law: Fulfilling the Reasonable Expectations of Honest Men*, 113, L.Q.R.433, 434 (1997).

35 *Prenn v. Simmonds*, [1971] 3 All E.R.237, [1971] 1 W.L.R.1381, 1384-1385.

36 Gerard McMeel, *Prior Negotiations and Subsequent Conduct-The Next Step Forward for Contractual Interpretation*, 119 L. Q. R. 272 (2003).



関連する事項を参照しつつ解釈する必要があるだろう、という意見が近年出てきている<sup>37</sup>。もしイギリスが厳格な解釈に固執するのであれば、商取引法分野においてますます孤立することになるであろう、という意見もみられる<sup>38</sup>。関連する PICC と CISG の規定を紹介する。

#### Article 4.1 of the PICC

- (1) A contract shall be interpreted according to the common intention of the parties.
- (2) If such an intention cannot be established, the contract shall be interpreted according to the meaning that reasonable persons of the same kind as the parties would give to it in the same circumstances.

#### Article 4.2 of the PICC

- (1) The statements and other conduct of a party shall be interpreted according to that party's intention if the other party knew or could not have been unaware of that intention.
- (2) If the preceding paragraph is not applicable, such statements and other conduct shall be interpreted according to the meaning that a reasonable person of the same kind as the other party would give to it in the same circumstances.

#### Article 4.3 of the PICC

In applying Articles 4.1 and 4.2, regard shall be had to all the circumstances, including

- (a) preliminary negotiations between the parties;
- (b) practices which the parties have established between themselves;
- (c) the conduct of the parties subsequent to the conclusion of the contract;
- (d) the nature and purpose of the contract;
- (e) the meaning commonly given to terms and expressions in the trade concerned;
- (f) usages.

#### Article 8 of CISG

- (1) For the purpose of this Convention statements made by and other conduct of a party are to be interpreted according to his intent where the other party knew or could not have been aware what that intent was.
- (2) If the preceding paragraph is not applicable, statement made by and other conduct of a party are to be interpreted according to the understanding that a reasonable person of the same kind as the other party would have had in the same circumstances.
- (3) In determining the intent of the party or the understanding a reasonable person would

---

37 *Id.*; Donald Nicholls, *My Kindgom for a Horse: The Meaning of Words*, 121 L. Q. R. 577, 583 (2005).

38 Nicholls, *supra* note 37, at 583.

have had, due consideration is to be given to all relevant circumstances of the case including the negotiations, any practices which the parties have established between themselves, usages and any subsequent conduct of the parties.

以上の PICC と CISG の規定から、両規則ともに条文解釈においては、主観または客観の一方に偏ることなく組み合わせた形での合理的解釈を規定しており、主観的基準と合理性基準を適用する際には、当事者間の契約前交渉および契約締結後の行為を参照することが規定されている。こうした手法は現在の国際商取引の解釈の主流であり (reflects the current prevailing trend)、大陸法および英米法からなるコメンテーター合意がある<sup>39</sup>、という。

こうした規定の解釈に当たり、イギリスが懸念する CISG 規定の具体的二項目につき、次章において検討していきたい。

### III. CISG の検討

1. 契約解除に関する「重大な違反(fundamental breach)」の解釈について、関連規定の前文は次の通り。

CISG Art.25: A Breach of contract committed by one of the parties is fundamental if it results in such detriment to the other party as substantially to deprive him of what he is entitled to expect under the contract unless the party in breach did not foresee and a reasonable person of the same kind in the same circumstances would not have foreseen such a result.

要点は“fundamental breach”の解釈であり、一般には契約で合意した事項を履行できないことが、当該契約の履行結果に対してどの程度の影響を与え、重大性をもつか、という価値判断である。もしその与える影響の程度が大であれば契約を解除することができ、その程度が大に至らない程度、と解釈・判断されれば契約を解除することはできず、損害賠償で調整する、というものである。英米法でのいわゆる condition か warranty か、という解釈・判断である<sup>40</sup>。当該条文の源泉は、ULIS 第 10 条である<sup>41</sup>。

---

39 E. Allan Farnsworth, *Interpretation of Contract, in Commentary on the International Sales Law: The Vienna Sales Convention* 95-97 (Cesare Massimo Bianca & Michael Joachim Bonell eds., Giuffrè 1987).

40 G. H. Treitel, *Remedies for Breach of Contracts* 167: The basic idea behind the distinction ...reflects the principle that only a substantial breach gives rise to a right to terminate'; breaches of contract which do not or only slightly harm the other party could thereby be grounds for avoiding the contract, e.g. in the case of breach of the implied condition that the goods sold have the characteristics described in the contract of sale.

以上から、契約違反による影響をどの程度、予測が可能であったのか、また当該契約違反が取引の結果にどの程度の影響を与えたのか、という価値判断をめぐる解釈となる。貿易取引における売主および買主の立場から考察していきたい。

売主の場合、商品の引渡しは、主観的もしくは客観的に不可能な場合、支払いの留保条件等の場合を除き履行時期における不引渡し場合は、重大な契約違反となる。また契約後の条件変更や価格変更の交渉のための不引き渡し(non-delivery)は、即時に重大な違反とはならず、また間違った仕向け地への発送は、必ずしも重大な契約違反とはならず個々の事例により判断される。また商品の引渡しを意図的に拒絶しておらず、現実的に引渡し可能であるが、当該行為が遅れている場合を遅延という<sup>42</sup>。そうした場合は個々の契約において、商品の引渡し期日が重大な条件とされているか否かにより判断される。また商品引渡しをすべて完了していない場合には、完全引渡しが重大な条件とされているか否かによる。商品の欠陥(defects)の判断については、イギリスにおいてまだ課題として残されている事項である。

買主の場合、支払いの遅延は、それ自体のみで重大な違反とはならないが、故意の支払い拒絶や、買主の不払いは重大な違反となり、売主は契約を解除することができる<sup>43</sup>。また一般に明確な商品引取りの拒絶、もしくは商品の引取り不能も重大な契約違反となる<sup>44</sup>。

CISG Art.49<sup>45</sup>

- (1) The buyer may declare the contract avoided:
  - (a) If the failure by the seller to perform any of his obligations under the contract or this Convention amounts to a fundamental breach of contract; or
  - (b) In case of non-delivery, if the seller does not deliver the goods within the additional period of time fixed by the buyer in accordance with paragraph (1) of Article 47 or declares that he will not deliver within the period so fixed.
- (2) However, in cases where the seller has delivered the goods, the buyer loses the right to

---

41 ULIS Art.10 (fundamental breach of contract):

For the purpose of the present law, a breach of contract shall be regarded as fundamental wherever the party in breach knew, or ought to have known, at the time of the conclusion of the contract, that a reasonable person in the same situation as the other party would not have entered into the contract if he had foreseen the breach and its effects.

42 Peter Schlechtriem & Ingeborg Schwenzer eds., *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)* 293 (Second Eng. Ed.2005).

43 *Id.* at 297-298.

44 *Id.* at 198.

45 詳細は *Id.* at 574-595; ULIS Art. 25-28, 30-32, 43, 44, 51, 52, 55.

declare the contract avoided unless he does so:

- (a) In respect of late delivery, within a reasonable time after he has become aware that delivery has been made;
- (b) In respect of any breach other than late delivery, within a reasonable time:
  - (i) After he knew or ought to have known of the breach;
  - (ii) After the expiration of any additional period of time fixed by the buyer in accordance with paragraph (1) of Article 47, or after the seller has declared that he will not perform his obligations within such an additional period; or
  - (iii) After the expiration of any additional period of time indicated by the seller in accordance with paragraph (2) of Article 48, or after the buyer has declared that he will not accept performance.

本条文は、売主の契約違反の際に、買主が契約を解除(avoid)するための条件を明記しており、逆に買主の契約違反に対する買主の契約解除については、第 64 条 1 項がある。契約解除の効果は、契約上の両当事者の義務の終結と、引渡された商品や支払われた代金の返還等の原状回復義務(restitution)を負う。また重大な契約違反のみ契約解除が認められる<sup>46</sup>。ただ即時に解除が認められるわけではなく、違反が重大で明白(fundamental and unambiguous)であっても相手当事者へその旨伝えなければならない<sup>47</sup>。また、第 64 条では、売主の契約解除についても同様であり、相手方へその旨通知し、一定期間が経過後に解除できる<sup>48</sup>。ULIS 第 61 条 2 項および同第 62 条 1 項では、「法律上当然の解除 *ipso facto avoidance*」が規定されていたが、CISG では採用されていないため、その旨を相手方に通知する必要がある。CISG では、契約解除は売主の最終的法的救済手段(ultima ratio)であるため、不利益は損害賠償等による調整を原則とし、重大な契約違反のみ、しかも通知や追加期間を設定する等の手続きの後、初めて認められる<sup>49</sup>、という立場である。そのため、ULIS 採択のイギリスでは、とくにそうした点につき懸念があるのであろう。

---

46 Peter Schlechtriem & Ingeborg Schwenzer eds., *supra* note 42, at 575.

47 CISG Art.26; A declaration of avoidance of the contract is effective only if made by notice to the other party.

48 Peter Schlechtriem & Ingeborg Schwenzer eds., *supra* note 42, at 662-670.

49 *Id.*

## 2. 解釈方法と信義誠実に関する第7条の解釈

ここではいわゆる文理解釈 (literal) と目的論的解釈 (purposive) の相違について検討する。対象となる同条全文は、次の通りである<sup>50</sup>。

### CISG Article 7

- (1) In the interpretation of this Convention, regard is to be had to its international character and to the need to promote uniformity in its application and the observance of good faith in international trade.
- (2) Questions concerning matters governed by this Convention which are not expressly settled in it are to be settled in conformity with the general principles on which it is based or, in the absence of such principles, in conformity with the law applicable by virtue of the rules of private international law.

CISG の根本的な趣旨として、各国の裁判所は、同様の事例で異なる結果を回避するため、その解釈においては、同様の手法 (similar rules) の適用が必須である。しかし英国の伝統的な文理解釈は、ドイツ大陸法の解釈の場合とは異なっているため、その解釈手法について問題がある。以下、それぞれについてみていきたい。

英米法的文理解釈について、イギリスの伝統的解釈は文理解釈であるが、さらに歴史的に三種類に分けられ、文理解釈 (literal rule) とは文言は通常自然の意味で解釈され、黄金解釈 (golden rule) とは文理解釈では抽象的で不本意な結果となるときのみ通常の意味内容を拡大して解釈され、修正解釈 (mischief rule) とは、制定法の欠陥からそれを修正して解釈する、というものである<sup>51</sup>。個々の事例ではこれら解釈手法を選択、もしくは相互に重複して解釈するが、契約本来の趣旨等が解釈の際に参照されることはほとんどない<sup>52</sup>、という。

次に大陸法的目的解釈について、ドイツ法においては、制定法の解釈は、文言の文理の意味、文脈の文法的構造から一般的になされる (generally accepted...)、という<sup>53</sup>。さらに CISG の解釈においては、関係条文の制定経緯を参照し判断する、ということもおこなわれている<sup>54</sup>。またドイツ法において、制定法の解釈にあたりもっとも柔軟

---

50 ULIS Art.17; Geneva Draft 1976, Art.13; Vienna Draft 1977, Art.13; New York Draft 1978, Art.6.

51 S. H. Bailey et al., *The Modern English Legal System* (5th ed.2007).

52 Kurt Haertel & Dieter Stauder, *On the interpretation of International Uniform Law*, 2 GRUR Int'1 85, 86 (1982).

53 Reinhard Zimmermann, *Characteristic Aspects of German Legal Culture*, in Introduction to German Law 1, 24 (Mathias Reimann & Joachim Zekoll eds., 2005).

54 Oberlandesgericht Frankfurt am Main, available at <http://www.unilex.info/case.cfm?pid=1&do=case&id=47&step=FullText>. この事例では、satisfactory quality 基準が CISG 第 35 条への採択が

な手法として、目的論的手法(*teleological; teleologische*)が受け入れられており、これは判事が、結果として本来の文言から派生しその適用を拡大もしくは縮小するために、制定法の目的意図を探求し解釈することである<sup>55</sup>。

### 3. 英国の近年の解釈傾向

かつて英国は、国際条約の採択は、英国法発展における一段階であると考え、制定経緯や統一を完成する目的等をあまり考慮せず、文言通り文法的語法的に解釈する傾向がある、という<sup>56</sup>。しかし近年では、客観的外部第三者の関連資料等<sup>57</sup>の充実により、それら資料の参照が認められつつある<sup>58</sup>。特に転機となった *Pepper v. Hart* 事案<sup>59</sup>の最高裁判決以来、議会資料の参照が認められた。Lord Scarman は近年の傾向を「ロンドンでは目的論的解釈より文理解釈を好むものは消えたようだ」という<sup>60</sup>。

国際条約の解釈については、*James Buchanan & Co. v. Babco Forwarding & Shipping* 事案<sup>61</sup>と *Fothergill v. Monarch Airlines* 事案<sup>62</sup>の両最高裁判決により、国際条約の目的に照らして条文を解釈する傾向が明確になったと言える。前者の事案では、Lord Wilberforce は、国際条約の解釈において、英国の方法は狭量、技術的、文理的になされ、一方大陸法諸国の方法は広義、寛大で、目的にかなって(*sensible*)なされる両者手法の齟齬は不安定で奇妙だ、という<sup>63</sup>。また後者の事案では、立法趣旨を確認するために制定経緯にまで参照し、既存の研究(*travaux preparatoires*)を利用可能な場合は十分な慎重と注意をもって(*with prudence and caution*)根拠として参照することが賢明な場合がある、という<sup>64</sup>。

---

拒否された経緯を参照している。

55 Nathalie Hofmann, *supra* note 2, at 145, 156.

56 Francis A. Mann, *The Interpretation of Uniform Statute*, 62 L.Q.Rev.278, 284(1946).

57 Richard Ward et. al., *Walker & Walker's English Legal System* 11 (9th ed. 2005).

58 Nathalie Hofmann, *supra* note 2, at 156.

59 *Pepper (Inspector of Taxes) v. Hart*, [1932] 3 W.L.R. 1032 (Eng.).

60 Lord Scarman, *The Common Law Judge and the Twentieth Century – Happy Marriage or Irretrievable Breakdown?*, 7 Monash U. L. Rev.1,6(1980)

61 [1978]1 Lloyd's Rep.119(Eng.).

62 [1980]2 Lloyd's Rep. 295, [1980]All E.R.696 (Eng. ), available at <http://www.jus.uio.no/lm/england.fothergill.v.monarch.airlines.hl.1980>.

63 *James Buchanan & Co.*, 1 Lloyd's Rep. at 123.

64 *Fothergill*, 2 Lloyd's Rep. at 295.(n.73).この事案では、国際航空貨物輸送に関する条約(いわゆる「ワルソー条約」)について言及している。

また 1969 年ウィーン国際法条約(the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties; VC)が 1980 年に英国で発効したことも大きい。同第 31 条 1 項<sup>65</sup>および同第 32 条 2 項<sup>66</sup>において、国際条約の解釈に関する原則につき、目的論的解釈が明記されている。

Fothergill 事案における Lord Diplock 判事は、この条約法条約の原則は、現存する国際法を条文化したものであるといい<sup>67</sup>、今後の英国の CISG 解釈においても、具体的にはオーストラリア、ニュージーランド、アメリカ等の英米法諸国において条文解釈等が積極的になされるにつれて、英国でも浸透するのではないかと<sup>68</sup>、と考えている。

#### 4. “Good Faith” の概念

ローマの哲学者キケロ(Marcus Tullius Cicero)によると、正義の根本は信義誠実(good faith)であり、これは約束や合意事項に真摯に忠実であること(truth and fidelity to promises and agreements)という<sup>69</sup>。一般に信義誠実とは、真摯性、忠実、公平、合理性等の倫理的義務として連想されるが、法的な概念としてはかなり曖昧なものである。簡単に定義できるわけではないため、ここでは大陸法と英米法の相違を対照的に以下示す。

ドイツにおける信義誠実の概念について、民法第 242 条において、債務者は信義誠実に履行するよう義務を負うものである、という<sup>70</sup>。現在では契約法や不法行為法だけでなく、動産法、公法、手続き法においても原則となっている<sup>71</sup>。そのため、当事者は契約の目的を阻害する可能性のあるすべての行為をおこなわない義務を負っており、契約以前においてもその義務を負う<sup>72</sup>。これは国際間の契約においても同様であり、ドイツ民法第 157 条では、契約は慣習に考慮しつつ信義誠実の要件を満たし解釈されるものである、と明記している。ただしこの概念は具体的な条文解釈を省略しこの抽象的概念で導きやすくなるため、慎重さが不可欠である<sup>73</sup>、という。結局ドイ

---

65 CISG Art.31 (1): A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose.

66 CISG Art. 32 (2): Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion...

67 Fothergill, 2 Lloyd's Rep (*supra* note 42, at 304).

68 Monica Kilian, *CISG and the Problem with Common Law Jurisdictions*, 10 J. Transnational L. & Policy 217, 233 (2001), available at <http://www.law.fsu.edu/journals/transnational/vol1102/kilian.pdf>.

69 Marcus Tullius Cicero, *De Officiis*, Loeb Classical Library ed., Salter Miller trans., Harvard University Press 1913), translation available at [http://www.constitution.org/rom/de\\_officiis.htm](http://www.constitution.org/rom/de_officiis.htm).

70 John O. Honnold, *Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention* § 94 (3d ed.1999).

71 Nathalie Hofmann, *supra* note 2, at 160.

72 *Id.*

73 Peter Schlechtriem, *Good Faith in German Law and in International Uniform Laws*, Lecture at Saggi,

ツ法における信義誠実は、不正確、不完全、不当な契約条項に対処する際に必要な柔軟な根拠を裁判所に与えている、とも解釈できる<sup>74</sup>。過度な信義誠実の拡大利用はむしろ曖昧さを拡大し予見可能性を低下させ、本質的趣旨から逆に乖離してしまう結果を導くことになる。そのため判例の蓄積によりその制限は十分明確な水準となることが目指される<sup>75</sup>。

次に英米法における信義誠実の概念について、英米法諸国においても、信義誠実 (good faith) の概念がいくつか文献<sup>76</sup>においてもみられる。アメリカ UCC § 2-102 (b) では、商取引における信義誠実とは、事実における正直さと商取引における公平取引の商取引原則の順守 (the observance of reasonable commercial standard of fair dealing in the trade) のこと、という。またこれは UCC § 1-203 で定められた範囲で効力があり、すべての契約上の義務は、その履行において信義誠実の義務を課している。CISG および UNIDROIT 国際商事契約原則に付随的に言及した *Bobux Marketing v. Raynor Marketing* 事案では<sup>77</sup>、信義誠実とは、約束への忠実度であると考え、少なくとも長期取引契約においては信義誠実な履行が義務付けられている。

## 5. CISG における信義誠実の概念

第7条の信義誠実は、元来二つの目的があり、第一に、国内法の前概念からの解釈から自由になること、第二に、解釈原則を補充する (gap filling) ことにある<sup>78</sup>、という。また第1項の解釈においては、国際的性質の源泉、実体法統一の促進目的、国際商取引における信義誠実の促進、の三原則があり、前者二点は国際条約については一般的事項であるが、信義誠実については、議論が分かるところである<sup>79</sup>。国際条約において信義誠実の文言は、近年では散見され<sup>80</sup>、全く特異というわけではない。一

---

Centre for Comparative and Foreign Law Studies (Mar.3, 1997), translation available at <http://servizi.iit.cnr.it/~crdcs/crdcs/frames24.htm>.

74 Nathalie Hofmann, *supra* note 2, at 162.

75 *Id.*

76 Joseph Chitty, 2 *Chitty on Contracts* 1291 (Hugh Beale et al. eds., 29th ed.2004).

77 [2002] 1.N.Z.L.R.506, 2001 NALR LEXIS 66 (H.C.), available at [http://www.ipsofactoj.com/international/2002/Part02/int2002\(2\)-008.htm](http://www.ipsofactoj.com/international/2002/Part02/int2002(2)-008.htm).

78 Peter Schlechtriem & Ingeborg Schwenzer eds., *supra* note 42, at 94.

79 *Id.* at 95.

80 例えば、Convention on Agency in the Int'l Sale of Goods of February 1983 (Geneva), Art.6(1); UNIDROIT Convention on International Factoring of 28 May 1988 (Ottawa), Art.4(1); UN Convention on the Assignment of Receivables in International Trade of 12 December 2001, Art.7(1).



方、まだ英米の文献においては、まだ異質であるという見解も根強い<sup>81</sup>。

国際的性質や実体法統一という実務的な需要により作成されたという背景から、適用可能な水準での文言が見当たらないため、実体的な適用は不適當で困難である<sup>82</sup>。実体的な適用は、より具体的な条文である第16条2項<sup>83</sup>、第21条2項<sup>84</sup>、第40条<sup>85</sup>、第8条2項<sup>86</sup>等で判断し、こうした作業が困難な際に、解釈補充の原則を中心にその役割を求めることが合理的であろう。

#### IV. おわりに

PICCの前文(Preamble)において、PICCは国内法の解釈や補充するものとして利用しうる、と明示している。仲裁裁定においても、幅広くそのように利用されている<sup>87</sup>。商取引のグローバル化が急速に拡大し一般化しつつある現状においては、ProForce 事案でみられたように、特にグローバル商取引においては、中長期的にみると CISG や

---

81 Michael Bridge, *International Sale of Goods*, para.2.32. (2009).

82 E. Allan Farnsworth, *Duties of Good Faith and Fair Dealing under the UNIDROIT Principles, Relevant International Conventions, and National Laws*, 3 Tul. J. Int'l & Comp.L.47,56 (1994); Disa Sim, *The Scope and Application of Good Faith in the Vienna Convention on Contracts for the International Sale of Goods*, Pace L.Sch.Inst. Int'l Com.L. (2001), available at <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/biblio/sim1.html>.

83 CISG Art.16 (1) Until a contract is concluded an offer may be revoked if the revocation reaches the offeree before he has dispatched an acceptance. (2) However, an offer cannot be revoked (a) if it indicates, whether by stating a fixed time for acceptance or otherwise, that it is irrevocable; or (b) if it was reasonable for the offeree to rely on the offer as being irrevocable and the offeree has acted in reliance on the offer.

84 CISG Art.21 (1) A late acceptance is nevertheless effective as an acceptance if without delay the offeror orally so informs the offeree or dispatches a notice to that effect. (2) If a letter or other writing containing a late acceptance shows that it has been sent in such circumstances that if its transmission had been normal it would have reached the offeror in due time, the late acceptance is effective as an acceptance unless, without delay, the offeror orally informs the offeree that he considers his offer as having lapsed or dispatches a notice to that effect.

85 CISG Art.40 The seller is not entitled to rely on the provisions of articles 38 and 29 if the lack of conformity relates to facts of which he knew or could not have been unaware and which he did not disclose to the buyer.

86 CISG Art.8 (1) For the purpose of this Convention statements made by and other conduct of a party are to be interpreted according to his intent where the other party knew or could not have been unaware what that intent was. (2) If the preceding paragraph is not applicable, statements made by and other conduct of a party are to be interpreted according to the understanding that a reasonable person of the same kind as the other party would have had in the same circumstances.

87 Michael Joachim Bonell, *An International Restatement of Contract Law* 294-300 (Transnational Publishers, 3d ed.2005).

PICC のような規則を基準として利用することが効率的で合理的な手法になるのではないか、と考えている。商取引分野でのグローバル規模での相互依存関係が密接に高まる現在、イギリスの近年の判例等における CISG や PICC への言及や参照が増加しつつある状況においては、十年程度で CISG の批准手続きが行われるのでは、と筆者は推測している。この批准・採択の手続きは相対的に重要性はあまり高くなく、経済合理性に基づく企業にとっては、グローバルに活動するための一つの手段としての重要な規則という理解であると思われる。グローバルに活動する企業は、世界のどこの国・地域においてもできる限り同様のルール(法・商取引規則)でリスクを最小限にしつつ投資や売買等の案件を判断する、という行動基準は変わらないであろう。

経済学の大前提である希少な資源の効率的配分という点からも、その仕組みを技術的に解明することが課せられた目的であるとする、商取引の効率的配分が本質であるため、その規模がグローバルに流動的に移動することが効率を向上させることになる。法規則は原則として主権国家の範囲内でしか策定し得ないが、一方、商取引はグローバルに流動するため、その流動を阻害する法規制を維持している国家・地域には流入せず、自由市場度の高い国家・地域へ流動することになる。つまり、法規制等は原則、主権国家の国民が決定する事項であるため、いわゆる商取引に関連する事項については、自由市場制度に収斂されるグローバル基準から逸脱した独自の法制度を維持する自由もあるが、その費用は国民が負担することになる。利点と費用の均衡をどうとらえるかは国民や政治家の役割であるが、学術研究者は、その前提となる資料・データをできる限り客観的かつ公平に提示することが役割であり、商取引の法規制についても、原則グローバル基準に調整する方が効率的であることは確実であるが、その速度や範囲については、各主権国家が国内事情に応じて臨機応変にすることが現実的であろう。

今後の課題としては、英米法諸国の CISG および PICC 言及した事例を取り上げ、商学的な観点から係争事項について具体的に判例や仲裁裁定例を分析することにより、効率的な商取引規則の体系化に寄与する研究を目指していきたい。